

上郡町告示第 86 号

上郡町出前講座実施要領を次のように定める。

令和 4 年 10 月 7 日

上郡町長 梅 田 修 作

上郡町出前講座実施要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、町の事業や取組に対し住民の理解を高めることを目的として、町の職員が出向き、町の事業や取組を住民へ直接説明する講座（以下「出前講座」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第 2 条 出前講座の受講対象は、原則として、上郡町内に居住し、通勤し、又は通学する 10 人以上の者の参加が見込まれる団体（任意に結成したものを含む。以下同じ。）とする。

(出前講座の内容)

第 3 条 出前講座の内容は、その都度、町広報紙及びホームページ等情報媒体にて公表するものとする。

(受講の制限)

第 4 条 出前講座が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該講座を担当する課（出前講座に講師として出席する職員が所属する課等をいう。以下「担当課」という。）の長は、出前講座の実施を承諾しないものとする。

(1) 苦情、要望、陳情等を目的とするもの

(2) 営利活動、政治活動又は宗教活動を目的とするもの

2 担当課の長は、第 8 条第 2 項の規定に基づき出前講座の実施を決定し通知した後、前項各号のいずれかに該当すると認められるときは、出前講座の実施を中止することができるものとする。

(開催日時)

第 5 条 出前講座は、原則として月曜日から金曜日までの間の日（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年条例第 12 号）第 9 条に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間に実施するものとする。ただし、担

当課の長が承諾する場合は、この限りでない。

(会場)

第6条 出前講座を開催する会場（以下「会場」という。）は、当該出前講座を申し込む団体の代表者（以下「申込者」という。）が用意するものとする。

2 会場の使用に関する費用は、申込者の負担とする。

3 会場は、上郡町内の公の施設、地区集会所その他施設とする。ただし、担当課の長が承諾する施設については、この限りでない。

(費用)

第7条 出前講座に係る講師料は、無料とする。ただし、当該出前講座に必要な教材、材料等の費用（町が作成した資料に係る費用を除く。）は、申込者の負担とする。

(申込方法等)

第8条 申込者は、あらかじめ町が提示する講座の中から希望する講座を1つ選び、上郡町出前講座申込書（別記様式）に必要事項を記入の上、開催希望日の3週間前までに担当課の長へ直接申込みするものとする。

2 担当課の長は、上郡町出前講座申込書を受理後、速やかに実施の可否を決定し、申込者へ通知するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、出前講座の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和4年10月7日から施行する。

別記様式（第8条関係）

上郡町出前講座申込書

あて

		申込日	年 月 日		
団体名			(フリガナ)		
			代表者 氏 名		
申込者 連絡先	住 所				
	(フリガナ)		電話		
	氏 名			(※)	
				FAX	
(※)電話 は日中に 連絡のと れる番号	Eメール				
受講希 望内容	講座名			受講 人数	
	受 講 希望日時	第1希望			
		第2希望			
	受講会場	会場名			
		住 所			
備 考					

【注意事項】

- 1 希望講座や開催日時、開催場所などを変更又は中止する場合、速やかに連絡してください。
- 2 業務の都合上、日程の希望に添えないことがあります。
- 3 会場使用料や教材、材料、通信費など講座に必要な費用は、申込者の負担となります。
- 4 会場準備等の事前準備は、申込者に対応いただきます。
- 5 申込みいただいた講座以外の内容については、説明できないことがあります。
- 6 苦情・要望・陳情等を目的としたものと認められるときは、当該出前講座を中止します。